

件名	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>特別職の給料減額措置を1年延長するとともに、減額率を変更した。</p> <p>【改正条例】</p> <p>知事等の給与の特例に関する条例</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 条例の有効期限の延長 「平成28年3月31日まで」 → 「平成29年3月31日まで」</p> <p>2 給料月額減額率の変更 知事：25% → 20% 副知事：15% → 12% 教育長、管理者、常勤監査委員：12% → 10%</p>	
施行日	平成28年4月1日（条例の有効期限の延長については、平成28年3月29日）
<p>【その他参考事項】</p>	